



平成 30 年 1 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社ジョイフル本田  
代表者名 代表取締役社長 矢口 幸夫  
(コード番号 3191 東証第一部)  
問合せ先 常務取締役 管理本部長  
兼 総務部長 吉原 悟郎  
(電話番号 029-822-2215)

「コーポレートガバナンス・コードに対する当社の取り組みについて」  
の一部改定に関するお知らせ

当社は、「コーポレートガバナンス・コードに対する当社の取り組みについて」を、平成 30 年 1 月 10 日付で一部改定することといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営理念である「顧客の喜びが私達（企業）の喜びである（お客様と夢を共創）」に基づいた行動の実践を通じ、持続的な企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置づけ、経営の効率化、意思決定の迅速化及び透明性の高い健全な経営に向けた取り組みを推進しております。

2. 一部改定の理由

当社では、平成 30 年 1 月 10 日付で公表いたしました「取締役の異動に関するお知らせ」のとおり、当社の独立社外取締役が子会社の業務執行取締役に就任したことを受けて、一時的に独立社外取締役が不在となっております。他方で、当社は、遅くとも平成 30 年 9 月に開催予定の定時株主総会を目途に、引き続き当社の独立社外取締役が 2 名以上となるよう努めてまいります。これらの点を踏まえて「コーポレートガバナンス・コードに対する当社の取り組みについて」を一部改定いたします。

3. 「コーポレートガバナンス・コードに対する当社の取り組みについて」の一部改定について

「コーポレートガバナンス・コードに対する当社の取り組みについて」の一部改定版を当社ウェブサイトに掲載しております。

<http://www.joyfulhonda.info/category/cgcode/>

以 上

平成 30 年 1 月 10 日

## コーポレートガバナンス・コードに対する当社の取り組みについて

株式会社ジョイフル本田  
代表取締役社長 矢口 幸夫

当社は、株式会社東京証券取引所における改正有価証券上場規程によって導入されたコーポレートガバナンス・コード（以下「コード」といいます）に対する当社の取り組み状況を、下記のとおり一部改訂いたしましたので、お知らせします。

なお、当社は、今般のコードにおける、コーポレートガバナンスの実効性向上が企業の成長と中長期的な企業価値の向上を促すという考えに沿って、コードに対する取り組みについて、今後とも長期的・継続的な観点から検討を進めていきたいと考えております。

記

### 【基本原則 1】

**上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。**

**また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。**

**少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。**

当社は、株主が会社にとって極めて重要なステークホルダーであり、株主との中長期的な信頼関係を構築することが、経営の重要な課題の一つであると認識しております。

そのため、少数株主や外国人株主を含む全ての株主に対し、実質的な平等性を確保するための体制の整備に努めるとともに、株主としての権利を適切に行使することができる環境の整備に努めております。

(Comply=遵守)

### 【原則 1-1. 株主の権利の確保】

上場会社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行うべきである。

当社は、すべての株主の権利が実質的に確保されるよう配慮するとともに、株主による議決権行使や株主との対話を促進する環境の整備に努めております。

(Comply=遵守)

#### 補充原則

##### 1-1①

取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったと認めるときは、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応の要否について検討を行うべきである。

当社の取締役会は、2016年9月の定時株主総会より、相当数の反対票が投じられた会社提案議案があった場合には、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応の要否について検討を行うこととしております。

(Comply=遵守)

##### 1-1②

上場会社は、総会決議事項の一部を取締役に委任するよう株主総会に提案するに当たっては、自らの取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制が整っているか否かを考慮すべきである。他方で、上場会社において、そうした体制がしっかりと整っていると判断する場合には、上記の提案を行うことが、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から望ましい場合があることを考慮に入れるべきである。

当社は、独立社外監査役3名を選任することにより、取締役の業務執行状況の監査を行う機能を強化し、取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得る体制を整備しております。

また、当社では、自己株式の取得及び中間配当の決定を定款の定めにより、取締役会に委任しております。

(Comply=遵守)

##### 1-1③

上場会社は、株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることのないよう配慮すべきである。とりわけ、少数株主にも認められている上場会社及びその役員に対

する特別な権利（違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等）については、その権利行使の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

当社は、株主の権利を尊重し、その権利行使を妨げることをしないよう、株主名簿や取締役会議事録の閲覧請求、株主総会における株主提案、取締役の違法行為の差止め及び株主代表訴訟の提起等、会社法によって少数株主にも認められている権利について、株式取扱規則においてその行使に関する手続をあらかじめ明確に定める等して、円滑に行使できる環境を整えております。

(Comply=遵守)

#### 【原則 1－2. 株主総会における権利行使】

上場会社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うべきである。

当社は、株主総会が会社における最高の意思決定機関であり、会社にとっての重要事項を決定する場であるとともに、株主との建設的な対話の場であると認識しております。

当社は、より多くの株主が出席しやすい株主総会の開催場所の設定を行うとともに、出席できない株主については、郵送による議決権行使の方法を認めることで、株主が議決権を行使しやすい環境を整備しております。

(Comply=遵守)

#### 補充原則

##### 1－2①

上場会社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供すべきである。

当社は、株主が株主総会付議議案について十分に検討し、適切に議決権を行使することができるよう、株主による適切な議決権行使のための判断に資する情報を、適切かつ的確に提供しております。

(Comply=遵守)

##### 1－2②

上場会社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めるべきであり、また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnet や自社のウェブサイトにより電子的に公表すべきである。

当社は、株主が株主総会付議議案について十分な検討時間を確保できるよう、株主総会招集通知の早期発送に努めるとともに、招集通知の記載内容については、その発送日前に、TDnetや当社のウェブサイトにより速やかに公表しております。

・ <http://www.joyfulhonda.info/category/information/>

(Comply=遵守)

### 1-2③

**上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。**

当社は、監査役及び会計監査人が実効性のある監査を行い得るための監査期間を充分確保するとともに、株主総会は、株主との建設的な対話の場であるという観点から、より多くの株主の参加が可能となる株主総会の会場及び開催日を設定しております。

なお、当社の定時株主総会の開催日は、毎年9月中旬に設定することとしており、いわゆる集中日における開催には該当していません。

(Comply=遵守)

### 1-2④

**上場会社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳を進めるべきである。**

当社は、議決権電子投票制度及び議決権電子行使プラットフォーム等の利用について、株主構成や機関投資家の意見を勘案し、その要否について引き続き検討することとしております。

また、招集通知の英訳についても、海外投資家への対応に関する国内金融機関の証券代行部門による助言等を斟酌し、当社の株式に係る外国人（個人及び法人）の持株数比率等も踏まえて、その要否について引き続き検討することとしております。

(Explain=説明)

### 1-2⑤

**信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合に対応するため、上場会社は、信託銀行等と協議しつつ検討を行うべきである。**

当社においては、株式名簿上に記載又は記録されている株主のみが、株主総会において議決権を行使することができるものとしております。信託銀行等の名義で株式を保有する

機関投資家等の実質株主が株主総会に出席し、議決権の行使や質問を行うことは、原則として認めておりません。

しかしながら、実質株主が議決権の代理行使を認めるべき特段の事情を有する場合には、名義株主である信託銀行等の代理人として株主総会に出席して議決権を行使することの可否について、信託銀行等と協議の上で対応を行います。

(Comply=遵守)

#### 【原則 1-3. 資本政策の基本的な方針】

上場会社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、資本政策の基本的な方針について説明を行うべきである。

当社は、資本政策の方針として、財務健全性、株主資本効率及び株主還元のバランスをとることを基本としています。その際の具体的な財務指標の目安として、売上高営業利益率6%以上、株主資本利益率（ROE）8%を目指し取り組んでおります。

また、株主還元の方針としては、連結配当性向30%を目途とし、継続的かつ安定的な株主還元の実施を目指しております。

(Comply=遵守)

#### 【原則 1-4. いわゆる政策保有株式】

上場会社がいわゆる政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有に関する方針を開示すべきである。また、毎年、取締役会で主要な政策保有についてそのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、これを反映した保有のねらい・合理性について具体的な説明を行うべきである。

上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための基準を策定・開示すべきである。

##### 1. 株式の政策保有に関する方針

当社は、取引先や金融機関との安定的な関係維持・強化が企業戦略上重要であることに鑑み、当社の持続的な成長と企業価値向上のため、政策保有株式を限定的に保有します。

##### 2. 政策保有の合理性の検証

当社は、政策保有株式について、政策保有先の財務及び非財務情報を確認し、保有することによる中長期的な経済合理性や株価変動による財務健全性のリスク等について、毎年、社外取締役を含む取締役会において議論し、保有継続の合理性を検証します。

##### 3. 政策保有株式の議決権行使に関する方針

政策保有株式については、当社及び政策保有先の中長期的な企業価値向上の観点から当該企業の経営状況等を勘案し、株主全体の利益につながるか否かを基準として、各議案について適切に議決権を行使します。

(Comply=遵守)

#### 【原則 1－5. いわゆる買収防衛策】

買収防衛の効果をもたらすことを企図してとられる方策は、経営陣・取締役会の保身を目的とするものであってはならない。その導入・運用については、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

当社では、持続的な成長を継続させ企業価値を向上させることが最重要課題であるとともに、当社に対する濫用的買収の防止との観点からも最善の方策であるものと認識しており、現時点では、買収防衛策を導入する予定はございません。

(Comply=遵守)

#### 補充原則

##### 1－5①

上場会社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方（対抗提案があればその内容を含む）を明確に説明すべきであり、また、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げる措置を講じるべきではない。

当社は、当社の株式が公開買付けに付された場合には、当社の株主構成に変動を及ぼし、株主の利益に影響を与える恐れがあることから、当社の取締役会としての考え方を速やかに株主へ開示いたします。その際には、株主の権利を尊重し、株主が公開買付けに応じることを不当に妨げる措置を講じることはいたしません。

(Comply=遵守)

#### 【原則 1－6. 株主の利益を害する可能性のある資本政策】

支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策（増資、MBO等を含む）については、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

当社は、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす増資又はMBO等の資本政策を行う際には、既存株主を不当に害することのないよう配慮して、その検討結果の内容と実施の目的等の情報を速やかに開示するとともに、会社法及び東京証券取引所規則等を遵守し、株主に対する十分な説明に努めます。

(Comply=遵守)

#### 【原則 1－7. 関連当事者間の取引】

上場会社はその役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその枠組みを開示するとともに、その手続を踏まえた監視（取引の承認を含む）を行うべきである。

当社は、当社の取締役等との間の利益相反取引については、該当する取締役を特別利害関係人として議決から除外した上で、あらかじめ取締役会において承認を得るとともに、当該取引の終了後遅滞なく、その取引内容を取締役会に報告するものいたします。また、当社及び子会社の取締役に対して、利益相反取引の有無について確認するアンケート調査を実施する方法により、利益相反取引の管理体制を構築しております。

なお、当社と主要株主（当社の総議決権の10%以上の株式を保有する株主をいいます）等との間の取引に関しても、特別の利害関係を有する取締役を同様に議決から除外した上で、あらかじめ取締役会において承認を得るとともに、当該取引の終了後遅滞なく、その取引内容を取締役会に報告するものいたします。

(Comply=遵守)

#### 【基本原則 2】

上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。

取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

当社は、当社の持続的成長及び事業継続のためには、株主以外にも従業員、顧客、取引先等との協働が必要不可欠であると認識しており、これらすべてのステークホルダーからの信頼が得られる企業であるよう努めております。

当社は、法令及び定款並びに当社が定める倫理基準等を遵守し、公正かつ透明性のある企業活動を推進することに努め、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーの立場を十分に考慮してそれらのステークホルダーと適切に協働することを、コーポレートガバナンスの基本的な考え方としており、経営陣はこれを積極的に推進しております。

(Comply=遵守)



### 【原則 2-1. 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定】

上場会社は、自らが担う社会的な責任についての考え方を踏まえ、様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ中長期的な企業価値向上を図るべきであり、こうした活動の基礎となる経営理念を策定すべきである。

当社は、自らが担う社会的責任についての考え方を常に念頭に置き、当社の経営理念として「顧客の喜びが私達（企業）の喜びである（お客様と夢を共創）」を策定して公表しており、同経営理念に基づいた行動の実践を通じて、中長期的な企業価値向上に努めております。

さらに、その理念を具現化するため、「地域一番店の確立」を基本方針として、中期経営計画を策定し、当社のウェブサイトで開催するとともに、決算説明会等においてその概要を説明しています。

- ・ 経営理念 <http://www.joyfulhonda.com/company/philosophy/>
- ・ 中期経営計画 <http://www.joyfulhonda.info/category/disclosure/>

(Comply=遵守)

### 【原則 2-2. 会社の行動準則の策定・実践】

上場会社は、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示しその構成員が従うべき行動準則を定め、実践すべきである。取締役会は、行動準則の策定・改訂の責務を担い、これが国内外の事業活動の第一線にまで広く浸透し、遵守されるようにすべきである。

当社は、国や地域を問わず、全ての法律を遵守し、公正な競争のもとで利益を追求し、事業活動を通じて地域社会等すべての関係者と信頼関係を築くことが、企業の社会的使命であると認識しております。当社の取締役会は、かかる認識を踏まえ、当社の役員及び従業員一人ひとりが業務遂行において遵守すべき行動規範である「ジョイフル本田グループコンプライアンス基本方針」を制定し、必要に応じて改訂してまいります。

この基本方針の浸透と当社の事業に係る法令の理解促進のため、コンプライアンスのしおりを作成し、全従業員に配布するとともに、全従業員を対象に勉強会を開催し、その浸透を図っております。

(Comply=遵守)

## 補充原則

### 2-2①

取締役会は、行動準則が広く実践されているか否かについて、適宜または定期的にレビューを行うべきである。その際には、実質的に行動準則の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が存在するか否かに重点を置くべきであり、形式的な遵守確認に終始すべきではない。

当社は、「ジョイフル本田グループ コンプライアンス基本方針」の意義が浸透し、事業活動において実践されていることを確認するため、全従業員を対象に勉強会を実施しております。また、事業所単位に設置したコンプライアンス担当者をエリア毎に集め、コンプライアンス担当者会議を実施するとともに、当該会議に際して、この基本方針の遵守状況に関するアンケート調査を実施しております。そして、当該アンケートの結果抽出された現状の課題については、コンプライアンス委員会において対策を策定し、取締役会においてその概要を報告しております。

(Comply=遵守)

### 【原則 2-3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】

上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ（持続可能性）を巡る課題について、適切な対応を行うべきである。

当社は、地域の人々や文化を大切にし、地域社会に貢献することで、信頼関係の絆を築きあげるという考え方のもと、商品やサービスの提供のみならず、学業・研究支援及びスポーツ振興を目的とした大学への寄付、並びに本格的なイングリッシュガーデンの運営による地域活性化等により、地域社会の持続的な発展に貢献してまいりました。

今後も、地域社会の持続的な発展に貢献できるよう、店舗での商品やサービスの提供のみならず、地域社会を豊かにするための幅広い活動を行っていきたいと考えております。

(Comply=遵守)

## 補充原則

### 2-3①

取締役会は、サステナビリティ（持続可能性）を巡る課題への対応は重要なリスク管理の一部であると認識し、適確に対処するとともに、近時、こうした課題に対する要請・関心が大きく高まりつつあることを勘案し、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討すべきである。

当社は、商品やサービスの安定かつ継続的な供給と環境への配慮に注力し、以下の取り組みを行っておりますが、引き続きサステナビリティ（持続可能性）を巡る課題に対する積極的・能動的な取り組みの実施について、検討してまいります。

- (1) 災害時における地域社会へのバックアップ機能の維持
  - ・商品の継続供給や防災協定の締結による物資の支援
- (2) 環境負荷の少ない店舗づくり
  - ・省エネルギー社会の実現に向けて、LED照明への切替えを進めるとともに、空調設備についても節電効果の見込める新しい設備への切り替えを実施
  - ・環境に配慮した電気自動車の普及に合わせ、電気自動車充電設備を設置

(3) 商品を通じた環境活動の推進

- ・ ゴミ処理の省力化に向けて、商品包装や容器についてエコパックの採用を推進し、不要となった商品の引き取りサービスを実施

(Comply=遵守)

**【原則 2-4. 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】**

上場会社は、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得る、との認識に立ち、社内における女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進すべきである。

当社は、多様な人材が互いの価値観を認め合い、協働することで組織力が高まり、結果として会社の成長力が高まるものと考えております。当社における人材の登用は、かかる認識に基づき、性別、国籍、信条等を区別せず、本人のスキルを優先するとともに、ワークライフバランスの実現に向けた職場環境づくりに努め、多様性の確保を推進しております。

(Comply=遵守)

**【原則 2-5. 内部通報】**

上場会社は、その従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、内部通報に係る適切な体制整備を行うべきである。取締役会は、こうした体制整備を実現する責務を負うとともに、その運用状況を監督すべきである。

当社は、コンプライアンス規程に基づいて、従業員が不利益を被る危険を懸念することなく通報をすることができるよう、社内通報窓口に加えて社外通報窓口を設置しております。また、内部通報に関する社内規程において、通報者の秘匿及び通報者が通報を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けないことを規定しております。

通報内容については、外部法律事務所と共有し、外部有識者の意見を踏まえた客観的な検証を行い、必要な対応策を取る等適切に活用しております。通報のあった事案と対応策については、社長を委員長とするコンプライアンス委員会において報告を行うとともに、取締役会はその概要について報告を受け、内部通報制度の運用状況を監督しております。

(Comply=遵守)

## 補充原則

### 2-5①

上場会社は、内部通報に係る体制整備の一環として、経営陣から独立した窓口の設置（例えば、社外取締役と監査役による合議体を窓口とする等）を行うべきであり、また、情報提供者の秘匿と不利益取扱の禁止に関する規律を整備すべきである。

当社は、内部通報に係る社内規程を整備し、社内の通報窓口に加え、経営陣から独立した社外通報窓口や監査役直通の通報窓口も設置しております。

また、内部通報に関する社内規程において、通報者の秘匿及び通報者が通報を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けないことを規定しております。

(Comply=遵守)

### 【基本原則3】

上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報（とりわけ非財務情報）が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

当社は、情報開示を重要な経営課題の一つとして捉え、株主をはじめとするステークホルダーからの理解を得るためには、適切な情報開示を行うことが必要不可欠であると認識しております。当社は、法令に基づく情報開示以外の情報開示についても、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報については、当社のウェブサイトを通じて積極的に開示を行っております。

・ <http://www.joyfulhonda.info/category/disclosure/>

(Comply=遵守)

### 【原則3-1. 情報開示の充実】

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、(本コードの各原則において開示を求めている事項のほか、)以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。

- (i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
- (ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
- (iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

- (iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
- (v) 取締役会が上記 (iv) を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

(i) 当社は、経営理念や経営方針を当社のウェブサイトにおいて開示するとともに、中期経営計画について、決算説明会において説明しております。決算説明会資料は、当社のウェブサイトにも掲載しております。

- ・ 経営理念 <http://www.joyfulhonda.com/company/philosophy/>
- ・ 経営方針 <http://www.joyfulhonda.com/company/policy/>
- ・ 決算説明会資料 <http://www.joyfulhonda.info/category/presentation/>

(ii) 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、コーポレートガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書等において開示しており、コーポレートガバナンスに関する基本方針については、本「コーポレートガバナンス・コードに対する当社の取り組みについて」により開示しております。

(iii) 取締役の金銭報酬は、固定報酬及び賞与により構成しており、取締役会において定めた役員報酬規程に基づき、会社の業績や経営内容、経済情勢等を総合的に考慮して、個人別の報酬額を決定しております。また、社外取締役を除く取締役については、当社が定める役員株式給付規程に従って、役位、業績達成度等に応じて付与されるポイント数に基づき当社株式及びこれを換算した金銭を交付する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」を導入しております。

(iv) 取締役候補者と執行役員候補者については、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献するための資質を備えた者であることをその指名に当たっての方針とし、社外取締役を構成員に含む取締役会において十分に検討を行った上で決定いたします。

また、監査役候補者については、当社の経営が健全に行われていることを適正に監査することができる資質を備えた者であることを指名に当たっての方針とし、監査役会における検討・同意を経た上で、社外取締役を構成員に含む取締役会において決定いたします。

(v) 当社は、取締役又は監査役の選任議案を株主総会に上程するに際しては、候補者の選任理由を当該選任議案に係る株主総会参考書類において開示することとしており、2016年9月の定時株主総会に係る株主総会参考書類より、当該方針に基づく開示を行っております。

(Comply=遵守)

## 補充原則

### 3-1①

上記の情報の開示に当たっても、取締役会は、ひな型的な記述や具体性を欠く記述を避け、利用者にとって付加価値の高い記載となるようにすべきである。

当社は、情報開示を重要な経営課題の一つとして捉え、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報を正確に伝達するため、情報開示にあたり平易かつ具体的な記載を行うよう努めております。

(Comply=遵守)

### 3-1②

上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めるべきである。

当社は、英語版のウェブサイトを開設するとともに、英文により会社情報の説明、決算短信のサマリー情報及び財務諸表を作成・開示して、海外投資家等に対する情報提供を行っております。

・ <http://www.joyfulhonda.info/>

(Comply=遵守)

## 【原則3-2. 外部会計監査人】

外部会計監査人及び上場会社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うべきである。

当社は、外部会計監査人による適正な監査を確保するため、監査役会や内部監査室、経営企画部、経理部、総務部等が外部会計監査人と連携し、適切な監査日程及び監査体制の構築に努めております。

(Comply=遵守)

## 補充原則

### 3-2①

監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- (i) 外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定
- (ii) 外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認

- (i) 当社の監査役会は、外部会計監査人候補を適切に選定し、外部会計監査人を適切に評価するための基準を策定するとともに、外部会計監査人の監査実施状況報告や監査報告等を通じて、外部会計監査人の職務の実施状況の把握及び評価を行っております。
- (ii) 当社の監査役会は、外部会計監査人との適宜の意見交換や定期的な監査実施状況報告等を通じて、外部会計監査人の独立性と専門性の有無について確認しています。

(Comply=遵守)

### 3-2②

取締役会及び監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- (i) **高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保**
- (ii) **外部会計監査人からCEO・CFO等の経営陣幹部へのアクセス（面談等）の確保**
- (iii) **外部会計監査人と監査役（監査役会への出席を含む）、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保**
- (iv) **外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立**

- (i) 当社の監査役会は、外部会計監査人と監査計画（内容・日程等）について打ち合わせを行い、高品質な監査を可能とする十分な監査体制・監査時間が確保されていることを確認しております。
- (ii) 当社は、外部会計監査人の要請に応じて、代表取締役や業務執行取締役との面談の機会を設けております。
- (iii) 外部会計監査人と監査役会は、四半期ごとに報告会を開催するとともに、適宜意見交換を行っております。また、内部監査室は、監査役会と適宜意見交換を行い、直近の監査状況について情報共有するとともに、外部会計監査人とも情報共有を行っております。なお、社外取締役については、要望に応じ上記報告会に出席できることとしており、必要に応じて外部会計監査人との情報共有を行うこととしております。
- (iv) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合には、取締役は、速やかに監査役会に報告した上で、コンプライアンス担当取締役が中心となり、迅速かつ適切に調査・是正を行い、その結果を取締役会へ報告する体制としております。

また、監査役会は、常勤監査役が中心となり、コンプライアンス室、内部監査室その他の関係部署と連携し、調査・是正・勧告等を行うこととしております。

(Comply=遵守)

#### 【基本原則 4】

上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

- (1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
- (2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
- (3) 独立した客観的な立場から、経営陣（執行役及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと

をはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。

こうした役割・責務は、監査役会設置会社（その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

当社は、取締役会及び常勤取締役が構成する経営会議において、企業戦略等の当社の経営に関する大きな方向性を定めております。

また、当社は、取締役会規程、経営会議規程、組織規程、業務分掌規程等を定めており、取締役と各部署の職務と責任を明確にすることで、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行っております。

さらに、当社は、遅くとも2018年9月に開催予定の定時株主総会を目途に、引き続き当社の独立社外取締役が2名以上となるよう努め、取締役に対する独立した客観的な立場からの実効性の高い監督体制を構築する予定です。

加えて、当社は、半数以上を独立社外監査役で構成する監査役会による、取締役の業務執行に対する独立性の高い監査体制を構築しています。

(Explain=説明)

#### 【原則 4-1. 取締役会の役割・責務(1)】

取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行うべきであり、重要な業務執行の決定を行う場合には、上記の戦略的な方向付けを踏まえるべきである。

当社は、経営理念、経営戦略及び経営計画等の経営の基本方針の策定に際し、取締役会において社外取締役の意見を取り入れながら自由闊達で建設的な議論及び意見交換を行うこととしております。

また、個別の重要な業務執行の決定を行う場合には、取締役会において社外取締役の意見を踏まえて定めた経営理念、経営戦略及び経営計画等の経営の基本方針に基づき決定しております。

(Comply=遵守)



## 補充原則

### 4-1①

**取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべきである。**

当社の取締役会は、当社の経営に関する重要事項及び法令・定款により、取締役会が決定すべきとされている事項に係る意思決定を行うこととしており、その他の事項に係る決定については、その重要性及び性質等に応じて業務執行取締役等の業務執行者に委任しております。

(Comply=遵守)

### 4-1②

**取締役会・経営陣幹部は、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行うべきである。仮に、中期経営計画が目標未達に終わった場合には、その原因や自社が行った対応の内容を十分に分析し、株主に説明を行うとともに、その分析を次期以降の計画に反映させるべきである。**

当社は、中期経営計画を定めており、当社のウェブサイトにおいて開示しております。

・中期経営計画 <http://www.joyfulhonda.info/category/disclosure/>

取締役会は、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を払うとともに、当社の取り組みや達成状況について、十分に分析しております。当該計画については、当該分析の結果を踏まえて毎年見直しの要否を検証し、必要に応じて次年度以降の計画を見直すとともに、株主に対しては、決算説明会や株主総会等において説明を行っております。

(Comply=遵守)

### 4-1③

**取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）や具体的な経営戦略を踏まえ、最高経営責任者等の後継者の計画（プランニング）について適切に監督を行うべきである。**

当社は、最高経営責任者等の後継者の計画の立案・実行を重大な問題と考えており、今後取締役会及び経営会議等の場を通じて、また、グループ全体としても議論してまいります。

今後、かかる議論を踏まえて、社長が適切に計画を立案した上で取締役会において説明を行い、社外取締役を含む取締役の意見を聴取する方法により、取締役会が適切に監督を行うとの方向で現在検討を進めております。

(Explain=説明)

#### 【原則４－２．取締役会の役割・責務(2)】

取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、経営陣からの健全な企業家精神に基づく提案を歓迎しつつ、説明責任の確保に向けて、そうした提案について独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、経営陣幹部の迅速・果敢な意思決定を支援すべきである。

また、経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである。

当社は、取締役会で決議すべき事項について、健全な企業家精神に基づく提案を歓迎しており、決定した内容については業務執行取締役及び執行役員がこれを執行しております。

また、遅くとも2018年9月に開催予定の定時株主総会を機に、引き続き当社の独立社外取締役が2名以上となるよう努め、当該提案について独立した客観的な立場から、多角的かつ十分な検討を行える体制を整備する予定です。

さらに、取締役の金銭報酬については、固定報酬及び賞与により構成しており、取締役会において定めた役員報酬規程に基づき、会社の業績や経営内容、経済情勢等を総合的に考慮して、個人別の報酬額を決定しております。

加えて、当社は、2016年9月の定時株主総会において、社外取締役を除く取締役及び執行役員を対象とした業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」を導入することにより、これらの者の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めております。

(Explain=説明)

#### 補充原則

##### 4－2①

経営陣の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するように、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。

当社の取締役の金銭報酬は、固定報酬及び賞与により構成しております。固定報酬額については、当社の業績及びこれに対するその者の貢献度等を勘案し決定しております。また、賞与については、役員報酬規程の定めに基づき、業績連動型となっております。

また、当社は、2016年9月の定時株主総会において、社外取締役を除く取締役及び執行役員を対象とした業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」を導入することにより、これらの者の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めており、当該株式報酬がこれらの者の報酬に占める割合は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの

付与との観点から適切に設定されております。

(Comply=遵守)

#### 【原則4-3. 取締役会の役割・責務(3)】

取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映すべきである。

また、取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備すべきである。

更に、取締役会は、経営陣・支配株主等の関連当事者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理すべきである。

当社の経営陣幹部の人事については、社長が当社の業績等の評価を踏まえて原案を作成し、当該原案に基づき、取締役会において決定することとしております。当社は、遅くとも2018年9月に開催予定の定時株主総会を目途に、引き続き当社の独立社外取締役が2名以上となるよう努め、取締役会が独立した客観的な立場から経営陣及び取締役に対する実効性の高い監督を行うとともに、会社の業績等の評価及びその経営陣幹部の人事への反映をより適切に行うことのできる体制を整備する予定です。

また、当社は、情報開示責任者を経営企画本部長である取締役とし、適時かつ正確な情報を開示する体制を構築するとともに、内部統制システムやリスク管理体制を適切に整備しております。

さらに、当社と当社の取締役又は支配株主等との間の取引については、特別の利害関係を有する取締役を議決から除外した上で、あらかじめ取締役会において承認を得るものとしております。

(Explain=説明)

#### 補充原則

##### 4-3①

取締役会は、経営陣幹部の選任や解任について、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続に従い、適切に実行すべきである。

経営陣幹部の選任や解任については、当社の業績及びこれに対するその者の貢献度等の評価を加味しつつ、社長が作成した原案に基づき、取締役会において社外取締役の意見も踏まえて協議のうえ、決定することとしております。

(Comply=遵守)

#### 4-3②

コンプライアンスや財務報告に係る内部統制や先を見越したリスク管理体制の整備は、適切なリスクテイクの裏付けとなり得るものであるが、取締役会は、これらの体制の適切な構築や、その運用が有効に行われているか否かの監督に重点を置くべきであり、個別の業務執行に係るコンプライアンスの審査に終始すべきではない。

当社の取締役会は、コンプライアンス規程及びリスク管理規程を制定し、これらの規程に基づきコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設置しております。そして、四半期毎にこれらの委員会を開催することで、コンプライアンスの遵守状況の確認とリスク管理に関する事項について点検を行うとともに、取締役会においてその概要を報告させることにより、当社の内部統制システム及びリスク管理体制が有効に機能していることを確認しております。

また、当社は内部監査室を設置し、業務執行に係る業務監査を実施させる等、コンプライアンス違反の未然防止及び早期発見にも努めております。

(Comply=遵守)

#### 【原則4-4. 監査役及び監査役会の役割・責務】

監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うべきである。

また、監査役及び監査役会に期待される重要な役割・責務には、業務監査・会計監査をはじめとするいわば「守りの機能」があるが、こうした機能を含め、その役割・責務を十分に果たすためには、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切でなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべきである。

当社の監査役及び監査役会は、監査体制のあり方と監査に当たっての基準として、監査役監査基準を定め、独立した客観的な立場において適切に判断を行うこととしております。

また、監査役及び監査役会は、適切なコーポレートガバナンス体制を確立するという職責を通じ、会社の透明公正な意思決定を担保するとともに、取締役会その他の場において取締役又は経営陣に対して、積極的な意見の表明を行っております。

(Comply=遵守)

#### 補充原則

#### 4-4①

監査役会は、会社法により、その半数以上を社外監査役とすること及び常勤の監査役を置くことの双方が求められていることを踏まえ、その役割・責務を十分に果たすとの観点

から、前者に由来する強固な独立性と、後者が保有する高度な情報収集力とを有機的に組み合わせて実効性を高めるべきである。また、監査役または監査役会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保すべきである。

当社は、監査役5名のうち3名を独立社外監査役として、また2名を常勤監査役として選任しております。常勤監査役は、社内の経営会議、エリア長会議等に出席して、社内各部署からの十分な情報収集を行い、強固な独立性に基づく監査を行い得る独立社外監査役との間で、当該情報を随時共有しております。

監査役会は、四半期ごとに行う外部会計監査人との報告会に、社外取締役がその要望に応じ出席できることとする等の方法により、社外取締役との連携を確保しておりますが、社外取締役との情報交換及び連携に関する事項については、引き続き検討し、一層の監査の実効性の確保に努めることとしております。

(Comply=遵守)

#### 【原則4-5. 取締役・監査役等の受託者責任】

上場会社の取締役・監査役及び経営陣は、それぞれの株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動すべきである。

当社の取締役・監査役及び経営陣は、株主に対する受託者責任を果たし、従業員、取引先等のステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動します。

(Comply=遵守)

#### 【原則4-6. 経営の監督と執行】

上場会社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保すべく、業務の執行には携わらない、業務の執行と一定の距離を置く取締役の活用について検討すべきである。

当社では、独立社外取締役が子会社の業務執行取締役に就任することに伴い、一時的に独立社外取締役が不在となっておりますが、遅くとも2018年9月に開催予定の定時株主総会を目途に、引き続き当社の独立社外取締役が2名以上となるよう努めてまいります。

(Explain=説明)

#### 【原則４－７．独立社外取締役の役割・責務】

上場会社は、独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図るべきである。

- (i) 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと
- (ii) 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
- (iii) 会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること
- (iv) 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること

当社では、独立社外取締役が子会社の業務執行取締役に就任することに伴い、一時的に独立社外取締役が不在となっておりますが、遅くとも2018年9月に開催予定の定時株主総会を目途に、引き続き当社の独立社外取締役が2名以上となるよう努めてまいります。

(Explain=説明)

#### 【原則４－８．独立社外取締役の有効な活用】

独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべきである。

また、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、自主的な判断により、少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社は、上記にかかわらず、そのための取組み方針を開示すべきである。

当社では、独立社外取締役が子会社の業務執行取締役に就任することに伴い、一時的に独立社外取締役が不在となっておりますが、遅くとも2018年9月に開催予定の定時株主総会を目途に、引き続き当社の独立社外取締役が2名以上となるよう努めてまいります。

(Explain=説明)

#### 補充原則

##### 4－8①

独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、例えば、独立社外者のみを構成員とする会合を定期的を開催するなど、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るべきである。

当社では、独立社外取締役が子会社の業務執行取締役就任に伴い、一時的に独立社外取締役が不在となっておりますため、本補充原則の適用はございません。

(Comply=遵守)

#### 4-8②

独立社外取締役は、例えば、互選により「筆頭独立社外取締役」を決定することなどにより、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を図るべきである。

当社では、独立社外取締役が子会社の業務執行取締役に就任することに伴い、一時的に独立社外取締役が不在となっておりますため、本補充原則の適用はございません。

(Comply=遵守)

#### 【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。

当社の取締役会は、東京証券取引所が定める独立性基準の合理性を認め、当社の独立性判断基準として採用しております。現任の社外監査役4名のうち3名が、当該独立性判断基準を充足しております。

また、独立社外取締役の候補者の選定にあたっては、取締役会における率直・活発で建設的な検討に貢献し、取締役会を活性化させる資質を持つ人物を候補者とするよう努めております。

(Comply=遵守)

#### 【原則4-10. 任意の仕組みの活用】

上場会社は、会社法が定める会社の機関設計のうち会社の特性に応じて最も適切な形態を採用するに当たり、必要に応じて任意の仕組みを活用することにより、統治機能の更なる充実を図るべきである。

当社は、遅くとも2018年9月に開催予定の定時株主総会を目途に、引き続き当社の独立社外取締役が2名以上となるよう努めてまいります。その上で、指名・報酬等の特に重要な事項に関しては、取締役会の審議に際して、議長が独立社外取締役の発言を促す等、独立社外取締役の適切な関与と助言を得る体制を整備する予定であり、現時点では、必ずしも法定の機関設計以外に任意の諮問委員会を設置することが必要とまでは考えておりません。もっとも、当社の統治機能の更なる充実を図るため、取締役会において、引き続き任意の諮問委員会の設置の要否について検討してまいります。

(Explain=説明)

## 補充原則

### 4-10①

上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、例えば、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会を設置することなどにより、指名・報酬等の特に重要な事項に関する検討に当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得るべきである。

当社は、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会を設置しておりませんが、遅くとも2018年9月に開催予定の定時株主総会を目途に、引き続き当社の独立社外取締役が2名以上となるよう努め、指名・報酬等の特に重要な事項に関しては、取締役会の審議に際して、議長が独立社外取締役の発言を促す等、独立社外取締役の適切な関与と助言を得る体制を整備する予定です。

(Explain=説明)

### 【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。また、監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有している者が1名以上選任されるべきである。

取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである。

当社の取締役会における取締役は、

- ・事業あるいは会社業務に精通した業務執行者
- ・各分野における専門知識と豊富な経験を有する者
- ・企業経営の経験者である社外取締役

から、取締役会全体としての構成員のバランスを踏まえつつ、定款に定める上限員数であ



る17名の範囲内で選任されており、取締役会としての役割・責務を実効的に果たすための多様性と適正規模を両立した形で構成されております。

また、当社の監査役には、財務会計に関する適切な知見を有する公認会計士2名が選任されております。

なお、取締役会全体の実効性の分析・評価につきましては、取締役会の機能を向上させる観点から、今後実施することを検討しております。

(Explain=説明)

## 補充原則

### 4-11①

**取締役会は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。**

当社は、取締役の員数を17名以内、監査役の員数を5名以内と定款に定めております。当社の取締役会は、取締役となる者の知識・経験・能力・多様性を重視し、取締役会全体のバランスや経営状況を検討したうえで、上限員数の範囲内で取締役会を構成することとしており、現在の員数は適切であると考えております。

取締役候補者の指名にあたっては、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献するための資質を備えた者（具体的には、経営管理業務を公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有する者、あるいは当社以外での職務経験により当社の取締役としての職務遂行に必要な高い能力や知見を有する者で、当社の経営理念を尊重し、その意図するところを高いレベルで実現することができる者）を指名することとしております。

(Comply=遵守)

### 4-11②

**社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。**

当社の取締役・監査役には、他の上場会社の役員を兼務している者もおりますが、その数は合理的な範囲にとどまっており、その役割・責務を果たすために必要となる時間・労力を当社の取締役・監査役としての業務に振り向けております。

また、当社は、社外役員を除く取締役及び監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、事前に当社の取締役会の承認を得ることとしております。

さらに、当社は毎年、全取締役及び監査役（その候補者を含みます）の兼任状況について確認した上で、その結果を取締役及び監査役の選任議案に係る株主総会参考書類、事業

報告及び有価証券報告書において開示しております。

(Comply=遵守)

#### 4-11③

取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。

当社の取締役会全体の実効性の分析・評価については、取締役会の機能を向上させるという観点から、今後実施することを検討しておりますが、その具体的な評価手法も含め、詳細については引き続き検討してまいります。

(Explain=説明)

#### 【原則4-12. 取締役会における審議の活性化】

取締役会は、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努めるべきである。

当社においては、社外取締役が取締役会の場で、豊富な経験と知識に基づき意見を述べるとともに、必要に応じて問題提起を行います。

また、社外取締役以外の取締役についても、取締役が上程された審議事項について、適宜意見を述べる等、自由闊達で建設的な議論を行っております。

(Comply=遵守)

#### 補充原則

#### 4-12①

取締役会は、会議運営に関する下記の取扱いを確保しつつ、その審議の活性化を図るべきである。

- (i) 取締役会の資料が、会日に十分に先立って配布されるようにすること
- (ii) 取締役会の資料以外にも、必要に応じ、会社から取締役に対して十分な情報が（適切な場合には、要点を把握しやすいように整理・分析された形で）提供されるようにすること
- (iii) 年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について決定しておくこと
- (iv) 審議項目数や開催頻度を適切に設定すること
- (v) 審議時間を十分に確保すること

(i) 取締役会の資料は、取締役会開催日の2日前に電子媒体によって出席者に配布されております。

(ii) 取締役会の資料以外にも、必要に応じ、取締役に対して十分な情報を提供する観点か

ら参考資料が配布されております。

(iii) 年間の取締役会開催スケジュールについては、事業年度開始前に取締役及び監査役に通知されております。また、予想される審議事項については、取締役会開催スケジュールに記載しております。

(iv) 審議項目数は、適切な範囲で設定し、慎重に審議しております。開催頻度については、定時取締役会を原則毎月1回開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催することで、適切な回数を設定しております。

(v) 取締役会の審議項目については、十分に審議時間を確保した上で審議しております。

(Comply=遵守)

#### 【原則4-13. 情報入手と支援体制】

取締役・監査役は、その役割・責務を実効的に果たすために、能動的に情報を入手すべきであり、必要に応じ、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。

また、上場会社は、人員面を含む取締役・監査役の支援体制を整えるべきである。取締役会・監査役会は、各取締役・監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認すべきである。

当社は、取締役及び監査役がその職務を執行する上で必要な情報について、定期的に関係する各部署から報告させる体制を構築しております。

また、取締役及び監査役が追加で必要と判断した情報については、関係する部署に提供を求めており、要請を受けた部署は、速やかに情報や資料を提供しております。

取締役及び監査役へのサポートについては、取締役会事務局である経営企画部が中心となり、情報提供等の支援体制を整備しています。さらに、新任役員や社外役員に対しては、総務部及び担当取締役等を通じて、その職務遂行上必要な社内の情報を十分に共有する体制を整えています。

取締役会及び監査役会は、内部統制システムの監督・監査を通じて、各取締役・監査役が求める情報の円滑な提供が確保されていることを確認しております。

(Comply=遵守)

#### 補充原則

##### 4-13①

社外取締役を含む取締役は、透明・公正かつ迅速・果断な会社の意思決定に資するとの観点から、必要と考える場合には、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。

また、社外監査役を含む監査役は、法令に基づく調査権限を行使することを含め、適切に情報入手を行うべきである。

当社の社外取締役を含む取締役は、その職務の遂行のために提供された情報に不足がある場合には、関係する各部署に対し追加の情報を提出させ、必要に応じて説明を求めます。

また、独立社外監査役を含む監査役は、取締役及び内部監査室と連携し、その職務の遂行に必要となる情報の収集を行い、不足がある場合には、関係する各部署に対し追加の情報提供を求めています。

(Comply=遵守)

#### 4-13②

**取締役・監査役は、必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることも考慮すべきである。**

当社は、取締役及び監査役が業務の遂行に必要と認める場合には、弁護士等の外部専門家を積極的に活用することとしており、それに伴う費用については、当社が負担することとしております。

(Comply=遵守)

#### 4-13③

**上場会社は、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保すべきである。また、上場会社は、例えば、社外取締役・社外監査役の指示を受けて会社の情報を適確に提供できるよう社内との連絡・調整にあたる者の選任など、社外取締役や社外監査役に必要な情報を適確に提供するための工夫を行うべきである。**

当社の内部監査室は、内部監査によって把握された業務執行に関する問題点等について取締役会や監査役会に適宜報告を行う等、内部監査活動において取締役・監査役との連携を確保しております。なお、社外取締役の指示を受けて必要な情報を提供する窓口は、取締役会事務局である経営企画部が務めており、独立社外監査役の指示を受けて必要な情報を提供する窓口は、内部監査室が務めております。

(Comply=遵守)

#### **【原則4-14. 取締役・監査役のトレーニング】**

**新任者をはじめとする取締役・監査役は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるべきである。このため、上場会社は、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行うべきであり、取締役会は、こうした対応が適切にとられているか否かを確認すべきである。**

当社は、取締役及び監査役に対し、年に2回、外部講師を招いて当社独自の研修を行っております。また、取締役及び監査役は、当社が加盟する団体等の主催する外部セミナー等に積極的に参加することで、業務上必要な知識の習得や適切な更新等に努めております。なお、外部セミナー出席の費用や外部講師を招いた当社独自の研修の費用については、当社が負担することとしております。

(Comply=遵守)

## 補充原則

### 4-14①

**社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査役に求められる役割と責務（法的責任を含む）を十分に理解する機会を得るべきであり、就任後においても、必要に応じ、これらを継続的に更新する機会を得るべきである。**

当社は、取締役及び監査役の就任時には、その法的な職責に関する知識を習得させるため、外部講師による研修会を設けるとともに、社外取締役及び社外監査役の就任時には、当社の概要に関する説明を実施しております。

また、就任後は、年に2回、弁護士や各分野の専門家である外部講師を招いて研修会を開催し、新しい知識の習得に努めるとともに、在任中の社外取締役及び社外監査役については、社内行事への参加、店舗視察の実施、経営幹部との交流により、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を習得する機会を提供しております。

(Comply=遵守)

### 4-14②

**上場会社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について開示を行うべきである。**

当社は、以下のとおり、取締役・監査役に対するトレーニングの方針を定め、取締役及び監査役に対し、その期待される役割や責務、必要とされる資質・知識などを踏まえ、目的に応じた以下の研修等を実施するほか、各取締役及び監査役が個別に必要なトレーニング機会の提供及び費用の負担を行っております。

#### 【常勤取締役・常勤監査役】

- ・ 法的な職責を理解するための研修の実施（就任時）
- ・ 外部セミナー等への参加

#### 【社外取締役・社外監査役】

- ・ 会社概要に関する説明の実施（就任時）
- ・ 法的な職責を理解するための研修の実施（就任時）

- ・取締役会以外の当社の重要な会議体への出席
  - ・当社の事業を理解するための施策への参加（社内行事への参加、店舗視察の実施、経営陣幹部との交流）
- 【全取締役・全監査役（グループ会社の取締役・監査役を含む）】
- ・外部講師による企業として対処すべき課題に関する研修会の実施（年に2回）
- (Comply=遵守)

#### 【基本原則5】

上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。

経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会以外の場においても、経営陣幹部や取締役が、株主と建設的に対話を行い、自らの経営方針を株主に分かり易く説明し、その理解を得ることが重要であると認識しております。

そのため、当社は経営企画本部内に広報・IR部を設置するとともに、当社への理解を深めていただくため、定期的に株主・投資家との対話を行う機会を設けております。

(Comply=遵守)

#### 【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

上場会社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべきである。

当社は、中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する主要な株主との間で、当社のコーポレートガバナンス及び重要な経営上の方針について、適宜必要に応じて面談による対話を行います。

その他、当社の株主との建設的な対話を促進するための方針については、補充原則5-1 ①及び②に係る欄に記載しております。

(Comply=遵守)

## 補充原則

### 5-1①

株主との実際の対話（面談）の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、経営陣幹部または取締役（社外取締役を含む）が面談に臨むことを基本とすべきである。

当社においては、株主との対話（面談）について、株主の希望、面談の主な関心事項、株主の持株数等を合理的に判断した上で、社長やIRを担当する経営企画本部長である取締役、又は経営企画本部内に設置された広報・IR部の担当者が対応します。

(Comply=遵守)

### 5-1②

株主との建設的な対話を促進するための方針には、少なくとも以下の点を記載すべきである。

- (i) 株主との対話全般について、下記(ii)～(v)に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話を実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定
- (ii) 対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策
- (iii) 個別面談以外の対話の手段（例えば、投資家説明会やIR活動）の充実に関する取り組み
- (iv) 対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策
- (v) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

(i) 当社においては、経営企画本部長である取締役がIRを担当しており、当該取締役が株主との対話全般を統括し、建設的な対話を実現するように目配りを行う役割を担うものとします。

(ii) 経営企画本部内に設置されたIR担当部署である広報・IR部が中心となり、経営企画部、経理部、総務部等と積極的に連携し、株主への説明に必要な情報を日常的に収集できる体制を構築しております。

(iii) 当社は、個別面談以外の株主との対話の手段として、広報・IR部において、電話取材等のIR取材を積極的に受け付けるとともに、決算説明会（第二四半期決算及び期末決算の際に開催）、個人投資家向説明会及びスモールミーティングを開催し、社長や経営企画本部長である取締役が当社の経営に関する説明を行っております。また、当社のウェブサイトには、決算説明会資料を掲載するとともに、株主通信の作成等の取り組みを行っております。

・ 決算説明会資料 <http://www.joyfulhonda.info/category/presentation/>

(iv) I R活動において把握された意見等は、必要に応じて経営会議や社外取締役を含む取締役会において適切に報告・共有することとしております。

(v) 株主との対話にあたっては、インサイダー情報の漏洩がないよう、これを社内規程に基づいて適切に管理するとともに、定期的に I Rを担当する役職員に対し教育を行い、情報管理の徹底を図っております。

(Comply=遵守)

### 5-1③

上場会社は、必要に応じ、自らの株主構造の把握に努めるべきであり、株主も、こうした把握作業にできる限り協力することが望ましい。

当社は、半期に1回（毎年6月20日及び12月20日時点）、株主名簿により当社の株主構造の把握を行っております。また、その他にも、必要に応じて株主名簿上の株主の調査や信託銀行等の名義で当社の株式を保有する実質株主の調査を実施いたします。

(Comply=遵守)

### 【原則5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表】

経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。

当社は、中期経営計画を策定し、当社のウェブサイトの開示するとともに、決算説明会等を通じて、収益力・資本効率等に関する基本的方針及び目標達成に向けた具体的な施策を説明しております。

・中期経営計画 <http://www.joyfulhonda.info/category/disclosure/>

また、中期経営計画については、当社の業績、社会情勢及び経済情勢の変化等を踏まえ、毎年見直しの要否を検証し、当該計画に変更が生じた際には、決算説明会や株主総会等において株主に説明を行うこととしております。

(Comply=遵守)

平成30年1月10日 一部改定

以上